

麻師宇郷に関する偽文書

麻師宇郷の寄進状

仙覚が『万葉集註釈』を著した「麻師宇郷」は、小川町増尾の付近に比定する説が有力である。ところで、昭和 5 年（1930）頃、小川町の某家を整理している際に古文書が発見されて、麻師宇郷の寄進状などが出現したといわれている。この文書は、正中 2 年（1325）3 月、「猿尾沙弥」が「武蔵国比企郡北方那賀庄麻師宇郷」の所領を「大梅寺」に寄進したという内容である。「麻師宇郷」を猿尾氏や大梅寺（小川町大塚）の所領としており、小川町の増尾と結びつける傍証になる史料といえる。以下では、この鎌倉後期の寄進状について、当時の文書として信用できるのかを検討していきたい。なお、原本の所在は不明なので、大塚伸太郎「麻師宇郷と猿尾氏」（『埼玉史談』第 9 卷第 3 号、1937 年）に紹介された文書の写を利用した。

発給者の問題

この寄進状は、基本的な様式や文体に問題があり、書出文言の定型を無視した語順や、「令寄進之上者也」等の混乱した記述など、疑わしい点を挙げればきりが無い。しかし、まずは発給者である「猿尾沙弥」に注目してみたい。「沙弥」とは、在俗の出家者を意味するが、署名では「沙弥+法名」という表記が用いられた。とすれば、本文書の「名字+沙弥」は、当時の文書として違和感のある署名である。また、同時代の信頼できる史料では、猿尾氏が鎌倉期に活動していたことを確認できない。このように、発給者から判断すると、本文書は信憑性に乏しいといわざるを得ないだろう。

麻師宇郷の問題

猿尾氏が鎌倉期に存在したとしても、その名字の地は「猿尾郷」だったはずで、「麻師宇郷」と記されるのは不自然である。そもそも「麻師宇郷」という地名は、『万葉集註釈』を著した仙覚が万葉仮名を用いた当て字であり、正式な郷名の表記ではなかった可能性が高いだろう。本文書の「麻師宇郷」からは、『万葉集註釈』の故地を小川町に引き付けようという意図が透けて見える。

伝来経路の問題

本文書は、大梅寺に宛てた寄進状なので、同寺に所蔵されていたはずである。したがって、この寄進状が他所に存在していた場合、大梅寺から流出した文書だったことになる。だが、現在の大梅寺に伝来している資料には、鎌倉期にさかのぼる文書は一点も確認されていない。また、仙覚が訪れた麻師宇郷は、比企谷の新釈迦堂領とみられるので、大梅寺の所領とする本文書は、中世の地域社会の実態からも乖離している。さらに、某所から偶然に発見されたという経緯は、偽書が出現する典型的なパターンであり、後世に捏造された文書だったことを示唆しているだろう。

寄進状の検討結果

以上の点から推して、この麻師宇郷に関する寄進状は、後世の偽文書だったと判定するのが妥当ではないかと考えられる。もとより原本の実在が確認できず、近代の写だけが伝わる現状では、史料的な価値に疑義が生じるのは当然だろう。もちろん、より厳密な結論を導くには、原本の筆跡や料紙などを精査する必要があるが、少なくとも内証から判断する限り、近代以降に偽作された文書という印象が拭えない。こうした偽文書が生成された動機を探ることは、それなりの思想史的な意義がありそうだが、本文書を中世の史料として利用するのは差し控えるべきだろう。

地方史研究の課題

地域社会の歴史探索に踏み込むと、真偽の不確かな史料に行き当たることは決して珍しくない。しかしながら、そうした史料を鵜呑みにするのは、偽作者の行為にお墨付きを与えることであり、歪んだ歴史像を再生産する結果を招きかねない。麻師宇郷に関する偽文書は、史料批判という歴史学の基本的な手続きが、地域史の研究にも不可欠であることを我々に教えてくれるのである。

【史料】正中二年（一三二五）三月猿尾某寄進状
武蔵国比企郡北方那賀庄麻師宇郷大梅寺新寄進事
合陸段者 麻師宇郷内
右志趣者、為玉翁之菩提、於当所令寄進之上者也、若於子々
孫々、有違犯之輩者、可為不孝之仁、仍為御証寄進状如件、
正中二年三月 猿尾沙弥